

通告3番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、継続検査用の軽自動車納税証明についてと高齢者肺炎球菌ワクチン接種について、そして観光地にドッグランを、について、3点質問させていただきます。最初に、継続検査用の納税証明についてです。

自動車の継続検査、いわゆる車検を受けるときに、必ず自動車税の納税確認が必要です。自動車を所有するユーザーは、納税したときに発行される継続検査時に必要な納税証明書を自動車に積み込んでおく必要があります。しかし、なかなか積み込んでいるケースが少ないため、自動車整備工場側が車検入庫時に納税証明書の提出を依頼するのですが、紛失している場合があります、結局、市役所窓口に整備工場側が代理人申請で発行してもらっているというのが現状です。

普通自動車の継続検査の場合は、県税になるため県事務所の発行でしたが、平成27年4月より国土交通省陸運局と都道府県県税事務所がオンラインで納税の有無を確認できるようになり、継続検査時に納税証明書の提出が必要でなくなりました。

ここで1つ目の質問です。全都道府県、和歌山県、岩出市の軽自動車、普通自動車の保有台数は。そして、先ほど申し上げました整備工場側の代理人申請での納税証明書の発行ですが、市内及び近隣自治体にて整備工場を営んでいる方々にとって、代理人申請に要する時間、人手等の問題で大変ご苦労しているということをお伺いしました。実際に、普通自動車オンライン化して、かなりの業務改善になっていることが事実です。

2つ目の質問ですが、納税証明書発行で、市の税務課での業務について、窓口及び郵送での申請件数は。また、本人申請と代理人申請、それぞれの件数についてお聞かせください。

3つ目に、窓口対応に要する時間は、についてお聞かせください。そして、全国的にも軽自動車の納税証明書のオンライン化を求める声が多く、早い導入を希望する自動車整備工場がたくさんおられます。

4つ目として、当市の軽自動車継続検査用納税証明書のオンライン化に向けたスケジュールをお聞かせください。

○田中副議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員ご質問の1番目、継続検査用の軽自動車納税証明についての1点目、全都道府県、和歌山県、岩出市の軽自動車、普通自動車の保有台数についてお答えいたします。

一般社団法人自動車検査登録情報協会によりますと、令和4年2月末現在、全都道府県の保有台数は、普通自動車4,713万4,149台、軽自動車3,360万6,330台、和歌山県の保有台数は、普通自動車33万851台、軽自動車41万8,966台、岩出市の保有台数につきましては、令和4年4月1日現在、和歌山県によりますと、普通自動車1万8,340台、軽自動車は、岩出市の当初賦課件数で2万1,363台となっております。

次に2点目、窓口及び郵送での申請件数と本人申請と代理人申請、それぞれの件数は、についてお答えいたします。

過去3か年の申請件数は、令和元年度、窓口2,233件、郵送42件、本人申請568件、代理人申請1,707件でございます。令和2年度、窓口2,134件、郵送47件、本人申請609件、代理人申請1,572件となっております。令和3年度につきましては、窓口2,256件、郵送60件、本人申請664件、代理人申請1,652件となっております。

次に3点目、窓口対応に要する時間はについてですが、申請から証明書発行まで約5分程度でございます。

次に4点目、オンライン化に向けたスケジュールについてお答えします。軽自動車税関係手続の電子化の1つとして、車検更新時に軽自動車検査協会がオンラインで税の納付確認を行える仕組み、軽自動車ジnkスが令和5年1月よりスタートいたします。納税者にとりましては、納税証明書の提示が原則不要、市にとりましては納税証明書発行の窓口業務の軽減を図ることができます。

稼働開始に向けては、昨年度において基幹系システムの改修が完了しており、今年度のスケジュールとしまして、地方税共同機構と8月初旬に疎通アプリケーション試験、9月下旬より連動試験、11月下旬に負荷試験といった各接続試験を順次実施してまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

自動車業界の関係者の方によりますと、このオンラインシステムですけれども、県下の30市町村全てに導入開始しなければオンライン化はできないというふうな認識持っておられました。その点についてお伺いしたいと思います。そして、来年度以降の納税証明書の発行はどうなるのでしょうか。2点、お尋ねします。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 再質問にお答えいたします。

オンライン化の件と、それから来年度以降の納税証明書の発行はどうなるのかということでございます。オンライン化につきましては、令和5年1月より全自治体が一斉稼働開始となっております。万が一、一自治体の稼働遅延があった場合においても、システムは稼働となります。納税証明書の発行につきましては、システムの稼働に伴い、市役所での継続検査用納税証明書は従来どおり発行しますが、口座振替等利用者への引き落とし後の納税証明書はがきの郵送は、省資源化の観点から廃止することとします。

○田中副議長 再々質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 5月に納税いたしまして、6月の継続検査時という短いリードタイムでのオンラインでの確認は可能なのでしょうか。また、普通自動車の場合、6月初旬に継続検査を受けた場合、オンライン化で確認ができないということで、通常の納税証明書を取りつける必要があるんですが、可能でないのであれば、住民自身が窓口で納税をした場合に納税証明書は手元にあるんですが、先ほどご答弁いただいた、口座振替の利用者には納税証明書の発行はしないということなんですが、こちら辺について、どういうふうな対応をされるのかということをお伺いします。

○田中副議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 再々質問にお答えいたします。

5月に納税してすぐ6月の継続検査というときの、これがオンラインで可能か。または口座振替利用者の方の納税証明はどうなるのかというご質問に対して、まず取り扱う金融機関にもよりますが、引き落とし後の納付確認には一定の時間を要します。そのことから、オンラインでの確認というのはちょっと不可能となりますので、すぐに車検の更新が必要な方につきましては、引き落とし口座の通帳を記帳していただき、窓口でお持ちいただければ確認の上、即時継続検査用納税証明書を発行させていただくこととなります。

○田中副議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の質問は、高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてです。

肺炎は死亡率の高い病気で、全死亡者に占める割合は約10%となっております。

特に持病をお持ちの高齢者は免疫力が低いため、肺炎にかかると重症化しやすいと見られております。肺炎で亡くなる方の98%が65歳以上であることから、特に高齢者では肺炎球菌による肺炎などを予防することが重視されております。

この肺炎にかかりにくくするために肺炎球菌ワクチンがあり、医療費の削減のためにこのワクチン接種は有効と考え、厚生労働省は、平成26年10月より高齢者を対象とした定期接種の実施を開始しました。平成31年度より費用の一部助成制度を利用し、2023年度までに該当する年齢の対象者は定期接種を受けることができいております。

ここでお尋ねいたします。この肺炎球菌ワクチン接種の必要性について、市の考えは、と、過去3年間の年齢別ワクチン接種率をお聞かせください。

そして、ワクチンの接種、種類には23価肺炎球菌ワクチンと13価肺炎球菌ワクチンとあるとお聞きしました。この2種類のワクチンの違いと交互接種について教えてください。また、接種を希望される方への市の補助はどのようなのか、お伺いいたします。

○田中副議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の2番目、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についてお答えいたします。

1点目の接種の必要性について、市の考えは、につきましては、肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25%から40%を占め、特に高齢者で重篤化が問題になっております。定期接種で使用されるワクチンは、肺炎球菌感染症原因の約6割から7割を占めるとされる肺炎球菌の血清型について効果があるとされており、肺炎リスクの高い高齢者においては、議員おっしゃったとおり、予防に有効であると考えております。

続いて、2点目の過去3年の年齢別ワクチン接種はについてでございますが、令和元年度から令和5年度までの5年間に、1人1回、定期接種の機会を設けておまして、各年度で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える未接種の方を対象としております。

各年度の接種率につきましては、接種の対象である未接種の方に対する率となり、既に定期接種や任意で接種されている方の分は含まれておりませんが、ちょっと発

表いたします。令和元年度は、65歳が24.6%、70歳が15.2%、75歳が13.7%、80歳が10.4%、85歳が19.3%、90歳が10.8%、95歳が9.7%、100歳が11.1%、令和2年度は、65歳が39.9%、70歳が21.5%、75歳が26.2%、80歳が25.9%、85歳が24.4%、90歳が21.0%、95歳が31.6%、100歳が27.3%でございます。続きまして、令和3年度は、65歳が35.9%、70歳が15.6%、75歳が13.8%、80歳が15.9%、85歳が13.6%、90歳が19.6%、95歳が8.9%、100歳が12.5%となっております。

3点目の2種類のワクチンの違いと交互接種はについてでございますが、肺炎球菌ワクチンには、高齢者肺炎球菌ワクチン接種で使用する23価肺炎球菌ワクチンと、それから小児用肺炎球菌ワクチンで接種する13価肺炎球菌ワクチンの2種類がございます。13価肺炎球菌ワクチンは、65歳以上の方にも肺炎球菌による感染予防の効能・効果が承認されておりますが、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種においては使用しないこととされております。交互接種ということになりますと、13価肺炎球菌ワクチンは、高齢者の定期接種として認められていないため、医師の判断等により任意でお受けいただくこととなります。

4点目の市の補助はについてでございますが、本市委託の医療機関での接種であれば、1件8,450円であり、そのうち自己負担額3,000円分を除いた金額を市が費用助成しております。

以上でございます。

○田中副議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 高齢者肺炎球菌ワクチン接種対象者の方にご案内している内容の中に、1回の接種で、少なくとも5年以上抗体が続き、肺炎球菌による感染症の80%を防ぐことができるとされております。ただし、長期に抵抗力を保つには、5年以上の間隔を置いて追加接種することが必要です。また、再接種する場合は、任意接種全額自己負担となりますとありました。

住民の方の話では、以前に肺炎球菌ワクチンを接種したとき、定期接種の該当年齢ではなかったため、全額負担で任意接種を行った。そして、接種から5年以上の8年たったので、該当の年齢であるため、定期接種の案内が来たのですが、定期接種、任意接種にかかわらず、既に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けた方は助成の対象外となりますと案内に掲載されてたということです。

ということは、1回目の接種で定期接種のタイミングを外してしまうと、2回目、3回目の接種を希望する場合、助成は1回も受けることはできないということにな

るのですが、何か改善の手当てというのはいないのでしょうか。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 接種の再質問についてお答えします。

定期接種のタイミングを外してしまうと、次に接種を受ける場合に、助成は1回も受けることはできないのかと、何か手だてはということでございますけども、国におきましては、これまで23価肺炎球菌ワクチンを1回以上接種した方には、定期接種として受けることができないとされておりまして。

市が費用助成しておりますのは、予防接種法に基づき実施される定期接種のみであり、任意接種につきましては対象となっておりません。他の福祉保健事業とのバランスもあり、現在のところ、助成する考えはございません。

また、定期接種のタイミングを逃すことのないよう、4月に個別通知を送付し、周知するとともに、広報いわでや市ウェブサイトへの掲載記事のほか、市内の医療機関にチラシの掲示を依頼するなど、引き続き周知に努めてまいります。

なお、先ほど案内ということもありましたけども、そのご案内の周知内容につきましても、5年ごとに1人1回の定期接種であることがより伝わるよう、創意工夫して、改善してまいりたいと考えております。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 3点目の質問です。観光地にドッグランをについて質問いたします。

新型コロナ感染拡大以降、在宅時間が増えたことなどにより、ペット人気が高くなってきております。ホームセンターのペット関連の売場面積が目に見えて大きくなっていくほど、ペットブームが加速しております。

一方で、経済的困窮で飼っていたペットを手放したり、安易な気持ちで飼い始めたが、困難になったりする事例も見られます。

このコロナ禍でペットブームが加速の中、改正された動物愛護管理法のポイントとして、本年6月1日から生後90日を超える犬と猫に対して、マイクロチップをペットの皮下に注入することの義務化が示されました。マイクロチップの役割は、ペットと飼い主がひもづけされていて、迷子になった場合や災害発生時などにも有効

性が発揮されるということだそうです。

一般的な興味や勢いから購入した動物が、何らかの理由から放棄される例も増加していますが、在宅時間をペットと過ごすことで、生活や家族愛をより一層充実させようとする人も少なからずあると思います。

ペットの中でも、特に犬の飼育が増加し、昨今の観光業界でも愛犬と泊まれるホテルや愛犬同伴の飲食店及び観光地といった案内が多く見受けられるようになりました。

また、各地でドッグランの開業も増え、長距離のドライブの合間に愛犬を休ますために、高速道路の施設にもドッグランを設置しているところも見受けられるようになりました。

このようなペットブームの中で、現在、和歌山県下、岩出市内のそれぞれの登録している犬の頭数はどれだけあるのでしょうか。また、個人経営は除いて、全国の自治体で把握できているドッグランの数は。そのうち和歌山県ではどこにあるのでしょうか。

以前にも同僚の議員からも質問ありましたが、市としてドッグランの計画は、例えば、現在改修中の東公園や河川敷の大宮緑地運動公園を利用するなど、考えをお聞かせください。そして、さきに申しあげました観光事業の一環としても、愛犬家と呼び込む意味合いで、ドッグランを併設した観光事業の展開についてもお聞かせください。

○田中副議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の3番目の1点目と2点目についてお答えいたします。

まず1点目、和歌山県内、岩出市内の登録されている犬の頭数は、についてでございますが、令和4年3月末時点で、和歌山県内において畜犬登録されている犬の登録数は4万8,002頭であり、そのうち本市の畜犬登録数は2,851頭でございます。

次に、2点目の全国自治体で把握できているドッグランの数は、そのうち県内ではどこにあるのかについてでございますが、和歌山県に問い合わせたところ、登録義務がないため、詳しい数については把握しておらないということでした。

なお、和歌山市には、公共のドッグラン施設が紀の川河川敷内の紀の川第一緑地と、それから和歌山市南東部の道の駅四季の郷公園の2か所に設置されているというのは承知しております。

以上でございます。

○田中副議長 総務部長。

○木村総務部長 大上議員ご質問の3点目、東公園や大宮緑地総合運動公園を利用したドッグランの計画は、についてお答えいたします。

東公園は、本来、児童公園として位置づけられた公園施設であり、現在、建設中の東児童公園は防災機能を備えた公園としてリニューアルすべく、本年度中の完成を目指し、工事を進めているところでございます。

万一の災害時には、市民の生命と身体を守る一時避難所の場として、平常時には市民の皆様の憩いの場としてご利用いただける機能、目的を持った公園施設の完成を目指しているところでございます。

また、大宮緑地総合運動公園につきましては、市民の体育、スポーツの振興を図り、体力の向上と健康増進に資することを目的として設置しているものでございます。したがって、東児童公園及び大宮緑地総合運動公園の公共施設においてドッグランを整備する計画につきましては、現在のところ、ございません。

○田中副議長 事業部長。

○田村事業部長 4点目、ドッグランの併設した観光事業の展開についての考えは、についてお答えいたします。

県内において、ホテルや高速道路のサービスエリア等に併設しているドッグランはありますが、本市の観光地である根来周辺では、根来寺をはじめ、ペットの持ち込みが禁止であることから、ドッグランの併設の考えはございません。

○田中副議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 和歌山市初の道の駅として、最近、グラウンドオープンしました。先ほどもありました四季の郷公園ですが、ここには予約不要で愛犬と過ごせるドッグパークも併設、また、子供から大人まで一日中楽しめる施設の中、愛犬家も集いやすく整備されております。

また、岩出市からさほど離れていない泉南市にも、最近オープンいたしましたロングパークの中に、小規模ながらもドッグランを併設されております。ここも若いカップルや家族連れでにぎわう中、年齢関係なく、愛犬家がたくさん来園されております。

このように、公営施設では公園内にドッグランを併設し、愛犬家に対しても足を運びやすい環境の整備に取り組んでおります。岩出市としましても、今後、新たな公園整備の計画時に検討するお考えをお聞かせください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

新たな公園整備の計画時に検討するということについてですが、新たな公園整備の計画は、現在のところ、ございません。

なお、新たな計画がある場合は、検討課題といたします。

○田中副議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中副議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。